



## 税の申告が始まります!!

所得税確定申告ならびに市県民税申告

〈問合せ〉  
税務課住民税係  
☎75-4977

**2月16日（金）～3月15日（金）**

**9：00～15：00（土日及び祝日を除く）※受付は8：30から**

**会場：るり色ふるさと館 1階 ホール**

※以下の申告については、ほかの所得申告を計算後、久留米税務署での申告をお願いすることがあります。  
土地や建物を売った譲渡所得や、株式等の譲渡・配当所得、山林所得や仮想通貨の取引による収入、住宅借入金等特別控除など

※青色申告、消費税申告は今までどおり受け付けできませんので、税務署等での申告をお願いします。



## 確定申告をスマホ申告 でしてみませんか!

〈問合せ〉  
税務課住民税係 ☎75-4977  
久留米税務署 個人課税部門  
☎0943-75-4973

令和5年分の確定申告について、スマートフォンを利用した  
申告説明会兼申告会を久留米税務署と合同開催します。

**令和6年1月31日（水） 14：00～19：00（受付18：00まで）**

開催場所 うきは市役所（うきは市吉井町新治 316） 3階 302号会議室

対象者 給与、年金収入の方、株式等の譲渡所得・配当所得のある方

必要なもの

- ①スマートフォン
- ②マイナンバーカード、利用者識別番号のわかるもの
- ③ID・パスワード（税務署で過去に発行されたもの）のわかるもの  
（②、③はいずれかひとつを持参してください）
- ④令和5年分給与もしくは公的年金の源泉徴収票
- ⑤申告に必要な控除証明書等  
・医療費の明細書（自宅で作成してきてください。） ・ふるさと納税の証明書など
- ⑥上場株式の特定口座年間取引報告書（令和4年分の申告で譲渡損失額の繰越を  
された方は、申告書付表の控えなど各年の繰越額がわかるもの）
- ⑦（還付申告の場合）申告された方の還付先口座番号がわかるもの  
（⑤、⑥、⑦は申告内容に応じて必要になりますので、ご不明な際はお問い合わせください。）



国税庁 e-Tax キャラクター「イータ君」

※今回マイナンバーカードをお持ちでない方でも、税務署職員が運転免許証などで本人確認を行い、スマホ申告用のID・パスワードを発行することができます。